

北信越フットボールリーグ運営要項(抜粋)

(北信越フットボールリーグ運営要項より、試合・選手資格・登録・移籍・罰則のうち、試合に関する部分を抜粋して以下に記す。)

15 試合形式

- 1) フィールドは原則として天然芝、若しくは人工芝とし、ピッチは105m×68mが望ましい。
- 2) ホームアンドアウェイ方式で行う。
- 3) 試合時間は90分(前後半45分、インターバル15分)とし、前半終了15分後を後半キックオフ開始時刻とする。
- 4) 試合のエントリーは18名以内とし、「12リーグ登録」が完了した選手で、かつ、電子選手登録証を有する者とする。(追加・移籍選手についても同様とする)
- 5) GKを含め5名までの交代が認められる。交代を行うことができる回数はハーフタイムを除き、3回までとする。但し、交代予定者7名を試合開始100分前までにエントリー用紙に記入し提出する事。
- 6) 外国籍選手は交代予定者を含めて3名までを試合登録し、内3名までの出場を認める。
- 7) 勝者には3・引分けには1・敗者には0の勝点をそれぞれ与え勝点の多い順に順位を決める。ただし、勝点が同一の場合は次の順序により最終順位を決定する。
 - ①全試合のゴールディファレンス(得点-失点)
 - ②全試合の総得点数
 - ③当該チームの対戦成績(イ.当該チーム同士の勝点 ロ.当該チーム同士のゴールディファレンス ハ.当該チーム同士の総得点数)
 - ④上記によって決しない場合は、別途決定戦を行う。
- 8) 不戦勝・不戦敗の取り扱いについて
不戦勝チームの得点及び勝ち点は0点とし、不戦勝チームの得点に3点を加え、勝ち点は3を与える。その後の処置については規律委員会の決定による
- 9) ホームチームはリーグ指定の公認球を7ヶ使用しマルチボールシステムを採用する。
- 10) 競技規則は、原則当該年度の(公財)日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。
- 11) 国際サッカー連盟(FIFA)においてルール改正等があった場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、当リーグ運用開始時期を決定し、適用する。
- 12) 1部リーグ優勝チームは「全国地域サッカーチャンピオンズリーグ」への出場権利と義務を得る。
- 13) 試合会場までの往復においての事故又は、試合中の選手の死亡事故等について、本リーグでは一切の責を追わない。
- 14) 新型コロナウイルス感染症の影響による試合成立について
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大会続行が不可能となった場合の措置は、北信越社会人サッカー連盟と協議を行う。大会開催が不可能と判断された場合、次の通りリーグの成立とする。
 - ①不可抗力により順延試合がリーグ指定日までに実施できない場合のリーグ成立方法については、リーグ開催試合の4分3以上の試合(14試合開催の場合は11試合)が消化された場合は、勝ち点率を採用する。

【試合決定方法】

不可抗力により順延試合が指定日までに実施できない場合は、終了試合数をもとに勝点率を計算して順位を決定する。(勝点率の多い順に順位を決定する)

※勝点率：勝者3点 引き分け1点、敗者0点の合計を開催試合数で割って算出

但し、最終の合計勝点率が同一の場合には以下の順序により順位を決定する。

- A. 全試合の得失点差(総得点-総失点)率の多いチームを上位とする。
- イ. 全試合の総得点率の多いチームを上位とする
- ウ. 当事者チーム同士での全対戦成績の良いチームを上位とする
- エ. 当事者チーム同士での試合のゴールディファレンスの多いチームを上位とする
- オ. 上記でも決しない場合は、当事者チーム同士での試合の総得点の多いチームを上位とする。

②上記の試合数に満たない場合については、リーグ戦成績を無効とする。その場合の順位決定は実行委員会で協議決定する。また、リーグ不成立時の昇降格は実施しない。

16 試合運営

- 1) リーグ戦はマッチコミッショナーが全てを統括する。
- 2) 試合運営はホームチームの運営委員が全てを統括する。
- 3) 試合開始100分前までにエントリー表(5部)を提出する。(提出後、試合開始前までは不測の事態等によりメンバーの変更(交代ではない)を認める場合がある。)
- 4) 試合開始90分前にピッチインスペクションを行う(マッチコミッショナー・審判団・運営責任者)
- 5) 試合開始70分前にマッチミーティングを開催する。
- 6) マッチミーティングには以下の者が出席する。
 - ①マッチコミッショナー
 - ②審判団(主審、副審、第4の審判)
 - ③両チーム監督及び運営委員またはチームスタッフ。やむをえない場合においてマッチコミッショナーが認めた場合のみ、チーム代表者が出席できるものとする。
 - ④ホームゲーム運営責任者

- 7) マッチミーティングは下記の事項を確認する。
- ①選手資格の確認：マッチコミッショナーはあらかじめ提出され確認した電子選手登録証（写真付）をまとめた出力紙及びエントリー表（各チーム提出のリーグホームページ選手登録表と照らし合わせて確認する。）についての確認をする。
 - ②出場停止者の確認・・・前節までの記録をホームゲーム運営責任者が用意する。
※ホームチームは前節までの順位表や警告退場の累積一覧を用意する。
 - ③ユニフォームの確認・・・正副2着を必ず持参し主審の判断を仰ぐ。
 - ④試合形式及びタイムスケジュールの確認・・・ホームゲーム運営責任者の電波時計に合わせる。
 - ⑤試合前後（ハーフタイム含む）のイベント確認
 - ⑥競技場の確認
 - ア 競技場内外の区別・・・報道関係進入区分も併せて確認。
 - イ 補助員の確認・・・ホームチームがボールパーソン6名以上及び担架要員4名以上を手配する。
 - ウ ベンチの確認・・・本部屋よりピッチに向かって左がホームチームとする。
 - エ ベンチ入りの確認・・・交代選手7名+役員6名（監督、コーチ、トレーナー、通訳等）の13名以内とする。
なお、交代選手はビブス着用のごと。
 - オ アップ場所等の確認。
 - カ サポーター等観客に対しても進入区分や応援エリア等明確にする。
 - キ 本部屋・記録席・選手ロッカールーム・審判員控室・会議室の確認。
 - ク 競技者及び運営者と観客並びに報道機関等との導線確保。
 - ケ 横断幕掲出場所の確認（ゴール裏に掲出の場合はペナルティエリアラインより内側は掲出禁止）
 - コ リーグ旗及びリーグバナーを掲出する。
 - サ チーム旗を掲出することが望ましい。
 - ⑦試合中のベンチからの指示・・・その都度1名を認める
- 8) 運営委員は事前にマッチコミッショナーや審判団に、ホームゲームのタイムスケジュール等、連絡を行う。
- 9) ホームチームより記録員を2名以上記録席に派遣し所定用紙に試合記録を記入する。
- 10) 試合終了後、運営責任者は試合記録の確認・署名したのち、アウェイチームにも確認を取り、主審・マッチコミッショナーの順に確認・署名してもらい、公式記録として完成させる。
※ディジタルタイム表示についてはJFA統一表記とする。
- 11) 試合終了後直ちに試合結果速報を事務局までメール連絡する。
- 12) 試合翌日正午までに試合記録をリーグホームページ入力する。
- 13) ホームチームは緊急対策を確認しておく。
- 14) 試合中断時の対応、前半終了時の場合は成立。試合の中止は、主審がマッチコミッショナー、ホームチーム及びアウェイチームの運営委員（運営委員代理）の意見を参考の上決定する。但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチームの運営委員が協議の上決定する。
- 15) 監督は有資格者（JFA公認指導者級C級以上）とする。
- 16) 試合時、スポーツドリンクの給水を認める。但し、使用グラウンドの規定に順ずるものとする。
- 17) 気温28℃を超える時期は、飲水タイムを設けることが望ましい。
 - ①WGBT 28℃を超えた場合は、必ず飲水タイムを設けることとする。
 - ②WGBT 31℃を超えた場合は、必ずクーリングブレイクを行うこととする。
 - ③その他、気温の上昇が考えられる場合は、マッチコミッショナー、主審、運営責任者が対応を協議する。
- 18) マッチコミッショナー報告書及び緊急報告書については、指定先へ当日中にFAXする。FAX元を控えとし当日担当マッチコミッショナーにて保管することとする。

18 罰 則

- 1) 棄権
規律委員会が調査し、故意と判断できうる場合は実行委員会で審議決定し、リーグから除籍する。不可抗力と判断できうる場合は、実行委員会に諮り再試合とする。再試合の場合、会場の確保及び経費は、当該チームの負担とする。
- 2) 没収試合の取り扱いについて
没収されたチームの得点及び勝ち点は0点とし、没収時点で相手チームの得点に3点を加え、勝ち点は3を与えらる。その後の処置については規律委員会の決定による。
- 3) 累積警告数が3回になった選手・役員は、次の1試合の出場を停止する。
- 4) 累積警告数が6回になった選手・役員は、次の2試合の出場を停止する。
- 5) 累積警告及び、退場等で2度目となった選手・役員は2試合出場停止し、その後の処分は規律委員会の決定があるまで出場を停止される。その場合、2回の警告は累積に加算しない。（懲罰規定〔別紙2〕第2条）
- 6) 退場処分を命じられた選手・役員は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退場となった選手は、同一大会の公式戦で処分を消化する。2試合以上の停止処分が年度内に消化できない場合は、直近の公式戦にて消化。それでも消化できなければ次年度に持ち越すこととする。長期に渡る処分については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。
- 7) 差別については(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き規律委員会で決定する。
- 8) 最終節において累積警告が6回以上で2試合以上出場停止処分がある場合は次年度リーグ戦において消化する。
- 9) 運営要項の不履行が生じた場合は、原則として規律委員会で審議し、処分を決定する。ただし、重要事項については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。この結果を受けて、実行委員会が総会にて報告する。